

最近、顧問先から聞かれる“確定拠出年金”

——基本を押さえて提案力アップを

社会保険労務士法人総合経営サービス肥後労務管理事務所 代表 **白井 章稔** (しらい あきとし) 氏

社会保険労務士法人総合経営サービス肥後労務管理事務所 代表社員。現在、3拠点で事業を展開し、スタッフ数は約90名。働く人と企業がともに成長できるように総合的なサービスを提供している。

企業型確定拠出年金(DC)の導入支援は累計800社を超え、昨年だけで250社をサポート。退職金制度の見直しや社員説明会、CFP資格を活かした投資教育にも力を注ぎ、企業と従業員の将来を見据えた制度づくりに取り組む。最適な退職金・福利厚生プランを提案することで、経営者と従業員がより豊かな働き方を実現できるよう尽力している。



■はじめに

企業型確定拠出年金(以下、企業型DC)について、顧問先の経営者や人事担当から「iDeCoとの違いは?」「NISAだけで十分では?」と尋ねられる機会が増えていませんか。いずれも“資産形成”を目的とした制度ですが、内容や活用方法は大きく異なります。今回は、企業型DC・iDeCo・NISAの違いを整理し、あわせて令和7年度税制改正のポイントについても確認していきましょう。

■企業型DCとiDeCo——「掛金を誰が拠出するか」

確定拠出年金には「企業型DC」と「個人型(iDeCo)」の2種類があります。どちらも“拠出した資金を運用し、60歳以降に受給する”という骨格は共通していますが、「掛金を誰が拠出するのか」が異なります。

・企業型DC

企業が掛金を拠出し、従業員がマッチング拠出で上乗せできる仕組み。企業拠出分は、全額損金算入かつ非課税扱いで、社会保険料の対象外です。

・iDeCo

加入者本人が自分の可処分所得から積み立てを行うため、会社の導入状況に関係なく始められます(年齢制限あり)。掛金は全額所得控除の対象となり、節税メリットがある一方、拠出原資はあくまで個人負担です。

企業型DCは企業が制度を導入していなければ加入できない一方、iDeCoは金融機関で手続きを行えば原則として誰でも始められるという“手軽さ”が魅力といえます。

■確定拠出年金とNISA——“老後資金専用枠”か“自由投資枠”か

NISAは、毎年一定額までの投資で得られた運用益が非課税になる制度で、老後資金に限らず幅広い目的で資産形成を行えるのが特徴です。必要なときにいつでも売却できる“流動性の高さ”も大きなメリットと言えます。

一方、確定拠出年金は、「老後資金を準備する」ことを主目的として設計されているため、原則60歳になるまでは資金を引き出せません。しかし、**掛金拠出時・運用時・受取時の3段階で税制優遇がある**ことが最大の強みです。

	確定拠出年金 (企業型DC・iDeCo)	NISA
目的	老後資金の積立	幅広い資産形成
拠出主体	企業+個人(DC) or 個人(iDeCo)	個人
税制優遇	拠出時・運用時・受取時いずれも優遇	運用益のみ非課税
流動性	60歳まで原則引き出し不可	いつでも売却可

NISAは「中期的に資産を増やし、必要なタイミングで引き出したい人」に適しており、確定拠出年金は「老後資金を手厚く準備し、節税効果を最大限に活かしたい人」に適した制度と言えます。

■令和7年度税制改正の主なポイント——確定拠出年金はどう変わる?

令和7年度税制改正大綱においては、確定拠出年金について次の提言がされました(開始時期未定)。

1. 掛金限度額の引き上げ

企業型DCの月額上限を5.5万円から6.2万円へ、iDeCoについては、企業年金のない会社員の場合、月額上限が2.3万円から6.2万円まで引き上がります。自営業者等はiDeCoの上限が6.8万円から7.5万円へ引き上げられる方向です。拠出額の増加により、老後資金形成の加速が期待されます。

区分	現行(月額上限)	改正後(予定)
会社員 (企業年金あり)	合計で月5.5万円 (iDeCoの上限は2万円)	同6.2万円 (iDeCoの上限は撤廃)
会社員 (企業年金なし)	iDeCoで月2.3万円	同6.2万円
自営業	国民年金基金の拠出額と 合計で月6.8万円	同7.5万円

2. マッチング拠出の制限撤廃

これまでは「事業主掛金を超える加入者の拠出はできない」という縛りがありましたが、これが撤廃され、事業主掛金を超えて加入者自身が掛金を拠出することが可能になります。

3. iDeCo加入・拠出期間の延長

従来65歳までとされていた拠出期間を最長70歳未満まで延ばすことが検討されており、高齢者が再雇用や多様な就労形態で長く働くこれからの時代に即した制度となる見込みです。

■まとめ

iDeCoやNISAなど、同じ“資産形成”というキーワードで語られる制度はいくつかありますが、掛金の出どころや税制優遇の内容、引き出し制限期間といった要素はそれぞれ異なります。税制改正により、拠出枠の拡大や制度の柔軟化が進めば、確定拠出年金の関心は更に高まり、経営者からの問い合わせが増えることが予想されます。

次回(第3回)では「なぜ社労士が企業型DCを扱うべきなのか」をテーマにお伝えします。お楽しみに。

(つづく)